

さいたま市立小学校児童事故対応検証委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成23年9月29日(木)さいたま市立小学校における体育活動時に発生した女子児童の死亡事故について、学校管理及び緊急対応の観点からの検証と、学校教育における児童事故の再発防止を期することを目的として設置する、さいたま市立小学校児童事故対応検証委員会(以下「検証委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検証委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 児童事故に係る対応の検証に関する事項
- (2) 児童事故の再発防止の具体的対策の検討及び推進に関する事項
- (3) 前二号に掲げる事項のほか、検証委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 検証委員会は、次の各号に定める者の内から教育長が委嘱または任命する。

- (1) 医師
- (2) 救急救命士
- (3) 学識経験者
- (4) 保護者代表
- (5) 校長代表
- (6) その他委員長が指名した者

2 委員の任期は、検証委員会の目的を達成するまでの期間とする。

(委員長等)

第4条 検証委員会は、委員の互選により、委員長1名及び副委員長2名を選任する。

2 委員長は、検証委員会の会務を統括し、検証委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 検証委員会の会議は委員長が招集し、議長にあたる。

2 検証委員会は、会議を開催したときは議事録を作成しなければならない。

(意見聴取)

第6条 検証委員会は、必要に応じ関係者を招き、その意見を聴取することができる。

(情報の取扱い)

第7条 検証委員会の委員は、その職務に関して知り得た事項を、第三者に漏らしてはならない。

2 検証委員会の委員は、児童及びその保護者のプライバシーを尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 検証委員会の事務を処理するため、事務局をさいたま市教育委員会学校教育部に置く。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月14日から施行する。